

令和2年度 クレーンの運転の業務に係る特別教育(学科)の実施について (移動式クレーンを除く)

つり上げ荷重が5トン未満のクレーン、及び床上で運転しかつ当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン又は、跨線テルハで5トン以上のものの運転は労働安全衛生法第59条の規定により、事業者が行う特別の教育を修了した者でなければ就くことができません。

このたび下記明細により事業者に代ってこの特別教育を実施することにいたしました。

つきましては、上記規模のクレーンを有する事業場におかれましては、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

記

- 1 日時及び場所 日時：下記のとおり
場所：三日月講習会場 ※会場の詳細地図は受講票と共にお渡しします。
- 2 講習科目 (1)学科 ①クレーンに関する知識 3時間 1日目
②クレーンの運転に必要な力学に関する知識 2時間 1日目
③関係法令 1時間 1日目
④原動機及び電気に関する基礎知識 3時間 2日目 } 9:00~16:00
(2)実技 実技は各事業場または業者団体等で実施の上、配布の受講記録を作成し当協会が発行した学科教育修了証と共に保存して下さい。 9:00~12:00
- 3 申込方法 申込書に受講料を添えて、〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地
(一社)佐賀県労働基準協会 (TEL 0952-37-8277) あてに、現金書留又は直接来所の上、事前にお申込み下さい。※電話番号の掛け間違いにご注意下さい。
- 4 受講定員 60名 定員になり次第締切りいたします。
- 5 受講料 当協会会員 9,050円(消費税込み)
(テキスト代1,200円(500円補助)を含む) (テキスト代が変更した場合には、差額を申し受けることがありますのであらかじめご了承下さい。)
非会員 11,050円(消費税込み)
(テキスト代1,700円を含む)
- 6 注意事項 ※規定の時間を修了した方には修了証を交付します。
※テキストは当日に配布します。
※当日の申込みは受理いたしません。

----- 切 ----- 取 ----- 線 -----

(不足する場合はコピーをしてご使用下さい。)

令和2年度 クレーンの運転の業務に係る特別教育(移動式クレーンを除く)申込書兼受講票

申込日：令和 年 月 日 (会員・非会員) (どちらかを必ず○で囲んで下さい。)

月	日(曜日)	受講日	月	日(曜日)	受講日	月	日(曜日)	受講日
4	16(木)・17(金)		8	31(月)・9/1(火)		1	18(月)・19(火)	
7	13(月)・14(火)		11	16(月)・17(火)		3	11(木)・12(金)	

※受講日に○を付けて下さい。

※受付：午前8時半開始 ガイダンス：午前8時50分 講習：午前9時開始

※科目の入替により時刻が変動する場合があります。

※持参するもの 受講票(上記の切取線以下)、上履き、筆記用具、消しゴム

標記講習を受講しますので、受講料 _____ 円を添え申込みます。

※受付後の「受講料」の払戻はいたしません。また、次回への変更も出来ませんので、代りの方の参加者の必要事項を記入した書類を添え受講日3日前までにご連絡願います。

「入力のため太枠内のみ正確にもれのないようにご記入願います。」

事業場名	TEL	受講番号
所在地	〒 ()	
連絡担当者氏名	課	
(フリガナ) 受講者氏名	生年月日	現住所
⑩	S H 年 月 日	

(一社) 佐賀県労働基準協会長 殿

《個人情報の取り扱いについて》

ご提供いただきました個人情報は、厳重な管理に努めており、目的以外に使用することはありません。